

大阪大学グローバルCOE コンフリクトの人文国際研究教育拠点研究プロジェクト

オルタナティブ・ジャスティスの世界的動向に関する共同研究

公開研究会（第6回研究会）

大阪大学コンフリクトの人文国際研究教育拠点における研究プロジェクト「オルタナティブ・ジャスティスの世界的動向に関する共同研究」では、下記のとおり、公開研究会（第6回研究会）を開催いたします。

記

【日時】 2008年10月4日（土）13:30-18:30

【会場】 大阪大学大学院人間科学研究科東館106講義室

アクセスは下記URLをご覧ください。

<http://www.hus.osaka-u.ac.jp/access/access.html>

【プログラム】（報告要旨、下記参照）

第1報告 13:30-14:50（40分発表+35分質疑応答+5分休憩）

題目 現代ケニアにおけるオルタナティブ・ジャスティス：一般的和解と限定的和解

報告者 石田慎一郎（大阪大学）

第2報告 14:50-16:10（40分発表+35分質疑応答+5分休憩）

題目 義のない風景：ベトナムにおける調和観のもうひとつの系譜

報告者 加藤敦典（南山大学）

第3報告 16:10-17:30（40分発表+35分質疑応答+5分休憩）

題目 インドネシアの司法改革における法とその代替物：ADR（裁判外紛争処理）論の展開とアダット（慣習法）の位置

報告者 高野さやか（東京大学）

全体討論 17:40-18:30

ディスカッサント

荒井里佳（弁護士）

海野るみ（お茶の水女子大学講師）

河村有教（海上保安大学校准教授）

菌 巳晴（ノルド社会環境研究所主任研究員）

【問い合わせ先】

石田慎一郎 大阪大学大学院人間科学研究科

電子メール：ishida[at]hus.osaka-u.ac.jp

【報告要旨】

現代ケニアにおけるオルタナティブ・ジャスティス：一般的和解と限定的和解

石田慎一郎（大阪大学大学院人間科学研究科特任助教）

個別の紛争解決や和解構築を目的とするテクニカルなジャスティス（そこにおけるオルタナティブは制度改革を要請する）を含み、かつ社会に対する信頼と社会の側からのアカウントビリティがともに実現される公正な社会を究極の目的とする広義のジャスティス（そこにおけるオルタナティブは社会変革を要請する）は、2007年12月の大統領選挙の開票結果を巡って深刻な政治対立が生じた現代ケニアにおいても喫緊の課題である。本報告では、ケニアで設置準備中の「真実委員会」について、（1）南アの先行事例と比較し、さらに（2）オルタナティブ・ジャスティスの理論枠組に敷衍する。この議論では、阿部利洋『紛争後社会と向き合う』（京大出版会、2007年）が提示した社会的和解論などを手がかりにしながら、「一般的和解」「限定的和解」の仮説枠組を提示し、植民地期の移植に由来する公式法・司法体系と異なる、人類学・法律学・平和研究を架橋する包括的アプローチとしてのオルタナティブ・ジャスティスの議論に着地することを目標とする。

義のない風景：ベトナムにおける調和観のもうひとつの系譜

加藤敦典（南山大学人文学部・日本学術振興会特別研究員）

本報告では、ベトナムにおける調和観の複数性について議論する。ベトナムには小規模紛争の住民調停制度である「和解組」(to hoa giai)というものがあり、ADR的な制度として内外の関心を集めている。ベトナムでは、この制度の美点を「互助をとおした調和」と説明することが多いが、本報告ではこれをベトナムの思想史に照らして「義」による調和観と呼ぶことにする。この「義」による調和観は、互譲、忍耐、相互監視などを住民に肯定させるイデオロギーでもある。

これに対し、本報告の後半では、「義」による調和観に対比しうる、ベトナムにおけるもうひとつの調和観の系譜を提示する。それは「気」による調和観の系譜と呼びうるものである。事例として、18世紀末の儒学者ブイ・ズオン・リックによる地誌『乂安記』のなかのある風景描写と、1980年代後半の社会主義体制変革期に登場した小説『虚構の楽園』のなかのある風景描写を分析する。

この報告が主張するのは、あるべき調和のイメージはひとつの社会のなかでも潜在的に複数のであり、それらはしばしば相互批判的な緊張関係のもとにあるということだ。この視点は、「和解組」がひとつの（オルタナティブな）ジャスティスとして制度化されるとき、それへのさらなるオルタナティブな批判の可能性を担保するものになるだろう。

インドネシアの司法改革における法とその代替物：ADR（裁判外紛争処理）論の展開とアダット（慣習法）の位置

高野さやか（東京大学大学院総合文化研究科博士課程）

調停・仲裁・交渉などの総称として登場したADRが世界的に拡大していくなかで、伝統的な紛争処理組織、あるいは慣習法に対する再評価が進んでいる。インドネシアにおいても、ADRは司法改革の重点課題のひとつである。当事者間の合意形成による紛争処理は、司法制度の不備という望ましくない事態を示すものではなく、促進されるべき状態とされる。ADRのよりどころとして言及されるのが、人々の間で共有されている「生ける法」たる「アダット(adat、慣習法)」である。このアダットとはどのような概念で、どのような影響力を持ちうるのだろうか。現在のインドネシアにおいてアダットは、法を代替するものとして想定され、調和のイメージを提供しているが、歴史的にみれば国家分裂の可能性も含む融通無碍な概念であり、具体的な規範としての内実は限定されている。本発表はこの点に注目して、ポスト・スハルト期のインドネシアにおけるオルタナティブ・ジャスティスのありかたについて議論する。